

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	固定資産税
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 一般ガス導管事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する特例措置。 課税標準：取得後5年間1／3、次の5年間2／3
			《関係条項》 地方税法第349条の3第3項 地方税法施行令第52条の2 地方税法施行規則第10条の16
4	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～平成30年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和36年 創設 昭和50年 協同組合等を追加 平成2年 「ガス精製設備」を特例対象から除外、「簡易ガス事業」を追加 平成8年 「排送機」「汽罐設備」を特例対象から除外 平成11年 「給排水設備」を特例対象から除外 平成29年 ガス事業法改正による事業類型見直しに伴い、特例対象を「一般ガス事業」から「一般ガス導管事業」に見直し
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス事業においては、ガスの安定供給を図るため、多額の設備投資が必要とされ、莫大な資産を長期にわたって保有する必要がある。また、設備を建設した当初の固定資産税の負担は極めて多額になる。 本措置を講ずることによって、相当期間その負担を緩和し、設備投資を促すことで、ガスの安定供給や信頼性を確保し、ガス料金を最大限抑制するとともに、天然ガスの更なる普及拡大を実現させる。
			《政策目的の根拠》 本特例措置は、ガス事業の業務の公共性にかんがみ税負担の軽減が認められているものである（「固定資産税逐条解説」旧自治省税務局固定資産税課編）。 さらに、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、ガスの低廉・安全かつ安定的な供給の確保、天然ガスの利用促進、ガス利用を支えるインフラの整備について明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの低廉・安全かつ安定的な供給や天然ガスの普及促進の基盤となる供給設備への設備投資を過不足なく実施し、適切な基盤整備を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業用・業務用需要家における天然ガスへの燃料転換や、家庭用燃料電池の普及等に伴う天然ガスの供給拡大に対し、一般ガス導管事業者は、ガスを低廉・安全かつ安定的に供給するため、大規模幹線導管等によるガスインフラネットワークの形成、拡大を遅滞なく実施していく必要がある。</p>												
9	有効性等	① 適用数	<p>＜本措置の適用事業者数＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数</td> <td>184</td> <td>183</td> <td>183</td> <td>180</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：日本ガス協会調べ ※事業者数は、一般ガス導管事業者（私営）及び経過措置が適用されているガス製造事業者3社を含む。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	事業者数	184	183	183	180	176
年度	H26	H27	H28	H29	H30										
事業者数	184	183	183	180	176										
		② 適用額	<p>＜本措置の適用額＞</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>925,375</td> <td>925,272</td> <td>998,853</td> <td>1,025,230</td> <td>1,000,772</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：日本ガス協会調べ</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	適用額	925,375	925,272	998,853	1,025,230	1,000,772
年度	H26	H27	H28	H29	H30										
適用額	925,375	925,272	998,853	1,025,230	1,000,772										
		③ 減収額	<p>＜本措置の適用による減収額＞</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>7,323</td> <td>7,415</td> <td>8,010</td> <td>8,353</td> <td>8,126</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：日本ガス協会調べ</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	減収額	7,323	7,415	8,010	8,353	8,126
年度	H26	H27	H28	H29	H30										
減収額	7,323	7,415	8,010	8,353	8,126										
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 導管延長数も着実に伸びており、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献している。</p> <p>＜導管延長数の推移＞</p> <p style="text-align: right;">（単位：km）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導管延長数</td> <td>238,786 (100.0%)</td> <td>241,128 (101.0%)</td> <td>243,168 (101.8%)</td> <td>245,009 (102.6%)</td> <td>247,032 (103.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：ガス事業年報</p>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	導管延長数	238,786 (100.0%)	241,128 (101.0%)	243,168 (101.8%)	245,009 (102.6%)	247,032 (103.5%)
年度	H25	H26	H27	H28	H29										
導管延長数	238,786 (100.0%)	241,128 (101.0%)	243,168 (101.8%)	245,009 (102.6%)	247,032 (103.5%)										

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>H25年度を基準年としてH29年度の実績値と比較した場合、導管延長数は3.5%の増加に対し、メーター取付数は3.8%の増加、ガス販売量は5.6%の増加となっており、本特例措置による天然ガスの普及拡大が確認できる。</p> <p style="text-align: center;">＜メーター取付数の推移＞</p> <p style="text-align: right;">(単位:千個)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取付数</td> <td>28,583 (100.0%)</td> <td>28,876 (101.0%)</td> <td>29,123 (101.9%)</td> <td>29,391 (102.8%)</td> <td>29,656 (103.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:ガス事業年報</p> <p style="text-align: center;">＜ガス販売量の推移＞</p> <p style="text-align: right;">(単位:千m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス販売量</td> <td>67,515 (100.0%)</td> <td>68,325 (101.2%)</td> <td>67,171 (99.5%)</td> <td>69,467 (102.9%)</td> <td>71,275 (105.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典:ガス事業年報</p>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	取付数	28,583 (100.0%)	28,876 (101.0%)	29,123 (101.9%)	29,391 (102.8%)	29,656 (103.8%)	年度	H25	H26	H27	H28	H29	ガス販売量	67,515 (100.0%)	68,325 (101.2%)	67,171 (99.5%)	69,467 (102.9%)	71,275 (105.6%)
年度	H25	H26	H27	H28	H29																						
取付数	28,583 (100.0%)	28,876 (101.0%)	29,123 (101.9%)	29,391 (102.8%)	29,656 (103.8%)																						
年度	H25	H26	H27	H28	H29																						
ガス販売量	67,515 (100.0%)	68,325 (101.2%)	67,171 (99.5%)	69,467 (102.9%)	71,275 (105.6%)																						
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>ガス料金の更なる低廉化</p> <p>託送供給料金は、小売全面自由化において、新規の導管利用者である新規参入者を含めたすべてのガス小売事業者が等しく負担するものであり、今後、自由化部門の競争環境を整備していくためには、託送供給料金の維持又は引き下げが必要になる。そのため、託送供給料金算定上の原価の一部を構成する固定資産税についても、現行の水準を維持していくことが必要である。</p>																								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置の対象設備について、その減税額の絶対額は各事業者の規模により異なるが、各事業者はそれぞれの事業規模にあわせ適切な設備投資を行っており、本措置がない場合の相対的な影響度は、企業規模を問わず、全事業者に等しく非常に多大なものとなる。</p> <p>よって、本措置は、ガス事業の効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献し、その効果は国民(需要家)に等しく還元されるとともに、都市ガスの普及に資するものであるため妥当である。</p>																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係はない。</p>																								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガスインフラは、地方の企業誘致や環境政策により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や保安確保の面から、新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。</p> <p>このため、本措置は、地方公共団体にとって直接関係するばかりか、その効果は、ガス料金のコスト引き下げを通じて、広く地方住民や企業に広く還元されるものであり、引き続き措置することが重要である。</p>																								

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	国の施策として、ガスの安定供給及び信頼性を確保するための健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的に資するものであるため、その重要性から引き続き措置が必要である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月